

食費等の物価高騰対応の一環として、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」を支給するものです。

DV避難により配偶者と別居して子育てをするようになった方は、ご自身が受給できる可能性があります。

ただし、他の市町村を含め、配偶者が給付金を受け取られた場合は支給できないため、配偶者への支給を差し止めるための申し出が必要です。

・添付書類が必要な方

児童手当または特別児童扶養手当の受給者変更手続きをしていない方
(DV避難申出と並行して、受給者変更手続きを行う必要があります)

・要件 DV避難のため神戸市にお住まいの方のうち、ご自身が給付金支給要件に該当し、以下の要件に当てはまる方（(A)、(B)、(C)を全て満たす方）

(A) 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童 (障害児の場合は20歳未満)の 養育者であって、下記のいずれかに該当する方			(B) 証明書等の要件 (下記のいずれかに該当)			(C) 医療保険の要件 (下記のいずれかに該当)		
(1)	令和5年度住民税（均等割）が非課税の方 (住民税（市県民税）未申告の場合、申告が必要です)	<input type="checkbox"/>	(1)	配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること	<input type="checkbox"/>	(1)	避難者および児童が、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること	<input type="checkbox"/>
(2)	令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税（均等割）非課税相当となった方 (家計急変世帯の方)	<input type="checkbox"/>	(2)	婦人相談所等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や行政機関、配偶者暴力対応機関等から「配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されていること	<input type="checkbox"/>	(2)	避難者および児童が、配偶者の健康保険の被扶養者になっていないこと	<input type="checkbox"/>
			(3)	基準日（令和5年2月28日）の翌日以降に住民票が避難先に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること	<input type="checkbox"/>			
			(4)	母子生活支援施設等に入所しており、(元)配偶者と生計が同じとなっていないこと	<input type="checkbox"/>		(B)が(4)に該当の場合、医療保険の要件無し	<input type="checkbox"/>